第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第四十八項（同条第四十九項」を「第五十三条第五十項（同条第五十一項」に、「同条第五十二項」に改め、同項第二号中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十項」に改める。

第二十条の二の十七第一項中「税の額」の下に「（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第二十五項後段、第二十六項後段及び第三十一項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「税の額」の下に「（法人税法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第十項において準用する同法第六十九条第二十五項後段及び第二十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同法第百四十四条の二第十項において準用する同法第六十九条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第二項において同じ。）」を加え、「法人税法」を「同法」に改める。

第二十条の二の二十六第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同条第三項及び第四項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改め、同条第六項中「同じ。）と」を「同じ。）、」に、「とを併せて」を「及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて」に改め、同条第七項中「と同項第三号」を「、同項第三号」に、「とを併せて」を「及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて」に改める。

第二十一条の二中「ガス製造事業者（」の下に「同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。」を加え、「又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）」を削り、「及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しない」を「に該当しない」に、「ガス事業法第二条第五項」を「同法第二条第五項」に、「特定ガス供給業」を「対象ガス供給業」に改める。

第二十二条第五号中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に改め、同条第六号中「第二十八条の四十第二項」を「第二十八条の四十第二項第一号」に改める。

第三十五条の三の二中「の額」の下に「（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額（同条第十項後段及び第十一項後段の規定によりその限度とされる金額以外のものを除く。）に限る。）」を加える。

第三十五条の四の七第一項の表八月の項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改める。

第三十九条の見出し及び同条第一号中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第九項」に改め、同条第五号中「第七十三条の十四第十項第一号」を「第七十三条の十四第十項第一号」に改める。

第三十九条の二の見出し中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第九項」に改め、同条第一項中「第七十三条の十四第八項第二号」を「第七十三条の十四第九項第二号」に改め、同条第二項中「第七十三条の十四第八項第三号」を「第七十三条の十四第九項第三号」に改める。

第三十九条の二の二（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第九項」に改める。

第三十九条の二の三（見出しを含む。）中「第七十三条の十四第十四項」を「第七十三条の十四第十五項」に改める。

第四十八条の五の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第百六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「同法第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

第四十八条の五の二を第四十八条の五の三とし、第四十八条の五の次に次の一条を加える。

（総所得金額の算定の特例）

第四十八条の五の二　法第三百十三条第二項の規定により同条第一項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第百六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「同法第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

第四十八条の五の三の次に次の一条を加える。

第四十八条の五の二　法第三百十三条第二項の規定により同条第一項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第百六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「同法第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

第四十八条の九の三第一項中「においては」を「には」に、「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項第一号中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第四十八条の九の七の二の見出し及び第四十八条の九の七の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第四十八条の十三第一項中「次条第四項」を「次条」に改める。

第四十八条の十三の二第一項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項」を「第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第四十二項」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。